

# 三十人僭主はアテナイのパトリオス・ ポリテイアを廃止したか

- schol. Aeschin . 1.39再考 -

堀 井 健 一

Did the Thirty Tyrants Abolish the Athenian *Patrios Politeia* ?  
Reexamination of Schol. Aeschin . 1.39

Ken-ichi HORII

はじめに

アイスキネスの第1演説『ティマルコス告発』39節の古注(以下 schol. Aeschin . 1.39 と略す)に「三十人について」と題するものがある。前404 - 403年にアテナイでいわゆる三十人僭主の独裁政治が行なわれたが、冒頭で述べた古注はその三十人僭主について記述している。その記述の中で三十人僭主が「アテナイ人たちのパトリオス・ポリテイアを廃止した」と記されている。「パトリオス・ポリテイア」はこれまで「父祖の国制」あるいは「父祖伝来の国制」と訳されてきたものであり、前5世紀末頃にアテナイでこれをめぐって論議があったことが知られている。ところが、上述の schol. Aeschin . 1.39の記述の内容は、Xenophon, *HG* 2.3.2の中で「民会で、三〇人を選出して、この者たちが、政治の規範となるべき、父祖伝来の風になかった法を起草することになっていた。」<sup>1)</sup>と記述されていることと一瞥の限りでは一致しない。またアリストテレス『アテナイ人の国制』(以下 Aristoteles, *Ath.* と略す) 34章3節は、ペロポネソス戦争で敗北したアテナイが戦勝国のスパルタと和議を結んだ際、「アテナイ人が父祖の国制に従って政治を行なうと言う条件で和議が結ばれた」と、そしてこの時に民主派が民主政治を、上流の者や帰国した亡命者が寡頭政治を、そのいずれにも属していない政治家が「父祖の国制」を求めたと述べている<sup>2)</sup>。さらに同じく Aristoteles, *Ath.* 34.3の中でその「父祖の国制」を求めた者たちの中にクレイトボンと指導者のテラメネスらがいると記載されているが、そのクレイトボンは、かつてテラメネスが首謀者の一人となった前411年のいわゆる四百人の寡頭派政変の際に、法起草委員が国家救済の案を起草すべしとするピュトドロスの提案に対して、クレイステネスの「古い法律」を調査して国家にとって最善の案を作成するようにと追加の動議を提案したと Aristoteles, *Ath.* 29.3の中で伝えられている<sup>3)</sup>。それゆえ、前411 - 404年の頃に「父祖の国制」をめぐってアテナイで論議があり、民主派と寡頭派が自派の都合の良いようにそれを解釈したが、とりわけクレイトボンを含むテラメネスの一派が「古い法律」と関係がある「父祖の国制」を求めることが大であったと研究者の間で考えられてきた<sup>4)</sup>。

さて、アイスキネスの古注 (schol. Aeschin.) の話題に戻ると、後の時代に「三十人僭主」と呼ばれるほどの寡頭政治を行なった者たちが「アテナイ人たちのパトリオス・ポリテイアを廃止した」(schol. Aeschin. 1.39) と記述されている。schol. Aeschin. 1.39のこの記述だけを検討するならば、「パトリオス・ポリテイア」はそれ以前のアテナイの民主政治を意味すると解釈するのが自然であろう。だが、前述のとおり、Aristoteles, *Ath.* 34.3は、当時、スパルタとの和議の条件に関連して民主派、寡頭派、テラメネス派の3派が自派に都合の良い「パトリオス・ポリテイア」を求めたと伝えている。それゆえ、アリストテレスによればかつて三十人の寡頭派が「パトリオス・ポリテイア」として寡頭政治を求めたはずであるのに、問題の古注によれば同じ三十人がその「パトリオス・ポリテイア」を「廃止した」ことになり、ここに伝承の間で齟齬が生じることになる。

古注研究者のディキーによれば、アイスキネスの古注は散文作家にとって最も有益な古注の一つであり、高い質を有するとされ、おそらくはディデュモスの手になる注釈に由来するとされている<sup>5)</sup>。ディデュモスは前1世紀後半から紀元1世紀始めにかけて生き、古注作家の中で古代の最も偉大な著述家といわれており、3千5百から4千冊の本を執筆したと、またそれほどたくさん本を執筆したので自著のことを思い出せなくなって「*ἐπιμαρτυροῦμαι* ([自著の]本を忘れる) ディデュモス」と呼ばれていたと伝えられている<sup>6)</sup>。

このように古注作家の中では最も偉大な人物によって schol. Aeschin. 1.39の中で「三十人僭主」が「アテナイ人たちのパトリオス・ポリテイアを廃止した」と記述されたのであるが、その記述が Xenophon, *HG* 2.3.2と Aristoteles, *Ath.* 34.3の記述と合致しないためであろうか、大概の研究者の間で無視されてきた。例えば、古代学事典の *RE* の中の「*ἑξήκοντα ἄρχοντες*」やその三十人の中心人物である「*Kritias* 5) *ἑξήκοντα ἄρχοντες*」の項の記述の中では三十人によるパトリオス・ポリテイアの廃止を記す schol. Aeschin. 1.39が言及されていない<sup>7)</sup>。他にもパトリオス・ポリテイアを主題として論じたフックスやフィンリーの著書の中でも言及されていない<sup>8)</sup>。これらの著書の中で schol. Aeschin. 1.39について言及がない理由は、推測するに、研究者たちが問題の事件の同時代人のクセノポンと前4世紀のアリストテレスの権威を重視して、彼の時代からおよそ3百年を経たディデュモスの記載事項を、彼の偉大さにもかかわらず、それがクセノポンとアリストテレスの記述と合致しないことを故にして無視したからであろう。

かかる状況の中で前5世紀末のアテナイにおけるパトリオス・ポリテイアに関連して Aristoteles, *Ath.* と並んで schol. Aeschin. 1.39におけるパトリオス・ポリテイアに関する記述を取り上げたのがシアーである<sup>9)</sup>。彼女は自著の中で schol. Aeschin. 1.39を、(i) 前5世紀の末にアテナイ内で様々な集団がパトリオス・ポリテイアを引き合いに出した証拠として、(ii) 三十人によるパトリオス・ポリテイアの打倒に関する記述の直後にその三十人が「ドラコンとソロンの諸法を傷つけた」との記載があってこれが父祖の国制とデモスの支配とをしっかりと結びつけている証拠として、(iii) さらにその後の箇所の中で「諸法のうち台無しにされたものを調査して刻文することになる」ことや「新しい諸法を導入すること」がエウクレイデスのアルコンの年に決議されたと記載されていることがテイサメノスの条令とニコマコスらのアナグラベイスによる後期の法典編纂作業を指す証拠として、挙げている<sup>10)</sup>。

以上のようなシアーによる schol. Aeschin . 1.39の記述の取り上げ方は、それがあたかもほぼ同時代の史料であるかのように読み取って当時のパトリオス・ポリテアをめぐる論争やアナグラペイスの法典編纂作業の存在の証拠として挙げるというものである。それゆえ、前1世紀後半から紀元1世紀始めに活躍したディデュモスによる古注をあたかも前5世紀末の同時代の史料であるかのように彼女が取り扱う点は疑問である。また、シアーの書の中では schol. Aeschin . 1.39の中の、三十人が「アテナイ人たちのパトリオス・ポリテアを廃止した」という記述と Aristoteles, *Ath* . 34.3の中の記述との不一致点については特に説明がないようである。それゆえ、シアーによる schol. Aeschin . 1.39に関連する諸論をそのまま受け入れることはできかねるであろう。

そこで、本稿では、これまでシアー以外の研究者たちによって無視されてきた、schol. Aeschin . 1.39の中の三十人僭主が「アテナイ人たちのパトリオス・ポリテアを廃止した」という記述を再検討してそれを歴史的に位置づけることを試みたい。というのも、問題の schol. Aeschin . 1.39の中の記述が一瞥すれば Aristoteles, *Ath* . 34.3の中の記述と合致しないわけであるが、それだからといって schol. Aeschin . 1.39の中の記述には全く価値がないとはいきれないのではなからうか。筆者はかつて、前411年のアテナイの四百人の寡頭派政変とその後の五千人政権に関する研究において、トゥキュディデス『歴史』の記述と照合するといくつかの不一致点を見出せる Aristoteles, *Ath* . 30の中の将来の国制草案に関して、約百年前の研究者のヴィラモヴィッツがそれを「全く生存不可能な代物」とみなし、ブゾルトが「空論家の作品」であったと切って捨てた過去を知りえた<sup>11)</sup>。だが、筆者の研究によればその国制草案が当時の状況をいくつか反映したものであることを示すことができた<sup>12)</sup>。それゆえ、schol. Aeschin . 1.39によって話題として取り上げられている前5世紀末についての記述が次の世紀に活躍したアリストテレスよりもずっと後に活躍したディデュモスによって記されたものであるとしても、その記述の内容には現代の研究者が注目すべき何らかの意味が内包されている可能性がありはしないか。その点を本稿の中で究明したい。

## I . schol. Aeschin . 1.39の記述について

本稿の中で検討する schol. Aeschin . 1.39の記述の試訳を下記に挙げる。

三十人について] 三十人僭主がラケダイモン人たちを通じて設置されてアテナイ人たちのパトリオス・ポリテアを廃止したし、ドラコンとソロンの諸法を傷つけた。そこでデモスは自由を取り戻し、20人の市民で諸法のうち台無しにされたものを調査して刻文することになる者たちを選んだ。そして彼ら〔デモス〕は失ったものの代わりに新しい諸法を導入することをエウクレイデスがアルコンを務める時に決議したが、彼は三十人の後にアルコン職に就いた最初の人である。〔以下略〕<sup>13)</sup>  
schol. Aeschin . 1.39

この箇所のテキストのみを取り出して「パトリオス・ポリテア」の語句が何を指しているのかを考えれば、それは三十人僭主が廃止したポリテア、つまりアテナイの民主政のポリテアを指すことになる。だが、シアーのようにこのテキストをあたかも同時代の

史料として読むならば、前述のとおり、この「パトリオス・ポリテイア」に関する解釈が Aristoteles, *Ath.* 34.3 中の記述と合致しないことになる。そしてシアーはこの不一致点について明確な説明を提示していないようである。それゆえ、問題の schol. Aeschin. 1.39 中の文言を、Aristoteles, *Ath.* 34.3 中の記述と矛盾することなく解釈する方法が探られなければならない。以下でこれを探る試みをしたい。

#### ・前4世紀アテナイにおける「パトリオス・ポリテイア」について

Aristoteles, *Ath.* 29.3 中に登場する前411年のクレイトポン動議は、前6世紀の末にアテナイの民主政の制度を打ち立てたといわれているクレステネスの定めた「パトリオイ・ノモイ」(πατριόιοι νόμοι)，例えば村川堅太郎の訳によると「古い法律」<sup>14)</sup>を参照せよという提案である。また、同じく Aristoteles, *Ath.* 34.3 中では、前述のとおり、そのクレイトポンが前404年の時期にテラメネスの一派に属していたことが述べられている。

これら2つのアリストテレスの記述を基にして、1953年にフックス<sup>15)</sup>が、前411年のクレイトポンの動議はその頃に発展した穏健派の思想の表れであり、クレステネス以後のアテナイの民主政の発展を拒絶し、クレステネスの諸法とソロンの仕事を考慮するよう求めたものであるため、テラメネス派は自分たちの国制についての綱領のためにソロンとクレステネスの権威を借りようとしたのであり、それは「父祖の国制への復帰」(return to the ancestral polity)をスローガンとした、と提唱した。かかるフックスによるテラメネス派のパトリオス・ポリテイア論に関しては、その後、ヒグネット<sup>16)</sup>やウォルターズ<sup>17)</sup>を含めて、これまでの研究者たちの諸説は総じて、前5 - 4世紀のアテナイで民主派と寡頭派その他の間で党派争いがあり、テラメネスの一派が「父祖の国制への復帰」を主張したと論じた。

アテナイのパトリオス・ポリテイアに関する研究を吟味する上で、まずは Aristoteles, *Ath.* 34.3 中に出てくる「パトリオス・ポリテイア」(πατριόιοι νόμοι)の語の意味を考えておきたい。Aristoteles, *Ath.* のパピルス文書の発見後にそのテキストを最初に翻刻および校訂をしたケニオン<sup>18)</sup>は、その英訳書の中で「パトリオス・ポリテイア」の語に“the ancient constitution”の英訳語をあてた<sup>19)</sup>。

だが、そもそも πατριόιοι というギリシア語の意味は、LSJ によれば、(1) “of or belonging to one’s father” と、(2) “derived from one’s fathers, hereditary” (父祖に由来する、代々伝わる) となっており、しかも(2)の意味の使用例として当該の Aristoteles, *Ath.* 34.3 が挙げられている<sup>20)</sup>。従って、ここではLSJの(2)の意味にとって、この場合のクレイトポンを含むテラメネス派は「過去の父祖の時代の制度」を求めるといよりはむしろ「父祖から代々伝わった国制または制度」を尊重しようとしたというように考えるのが適切ではなからうか。

次にアテナイの法制史の観点から「パトリオス・ポリテイア」を考えてみよう。というのも、前403年に民主政が復興された時に、テイサメノスの条令その他によってアテナイで一連の法制改革が行われたからである。その経緯は次のとおりである。初めに、前403年にアテナイ市民同士による内戦の末、民主政が復興した直後、アテナイが「ソロンの法とドラコンの掟」に従って治められることが決議された (Andocides, 1.81)。その時に、

その直前の三十人僭主の暴政の関係でこれらの法に違反する人々をどのように取り扱うかが問題となり、そこでテイサメノスの条令が提案された (Andocides, 1.83-84)。その条令によって、「アテナイは父祖伝来の事に従って( ) 治められ、ソロンの法、その度量衡、そしてドラコンの掟が、すなわち以前の時代に用いられたものが用いられる」べきことと (Andocides, 1.83)、追加の法が提案された場合には五百人評議会とノメタイの立法委員会が審査することが決議された。この条令の中で述べられている「ソロンの法とドラコンの掟」は明らかにアテナイ民主政の諸法のことを指していると考えられる。従って、このテイサメノスの条令によって前403年の三十人僭主政治の打倒後の時点で改めて「ソロンの法とドラコンの掟」がアテナイ民主政の制度を定めた法として確認されたことになるわけである。

かかる法制改革に続いて前4世紀のアテナイ社会では、前353年頃の Demosthenes, 24.20-23の中に記されているようにエピケイロニア・ノモン (諸法の確認採決) と呼ばれる手続きの法が存在した。この手続きは、アテナイ人たちが毎年、その年度初めに現行の諸法について確認するかどうかの採決を行なうことと、必要があればその改正案をノメタイが検討することを定めている<sup>21)</sup>。さらに前330年の Aeschines, 3.37-40と前355年の Demosthenes, 20.89-94の中に矛盾する法を改正する手続きが記されている。この手続きは、もし諸法の中に無効な法またはお互いに矛盾する2つの法がある場合に、その改正が行なわれノメタイが諸法を検討することを定めている<sup>22)</sup>。従って、前4世紀のアテナイ社会ではその民主政の制度を定めたとされる「ソロンの諸法」が、毎年、諸法の確認採決の手続きによって確認されたわけであり、推測するに、それゆえにその手続きが制度化されて以降は年を経るごとに、毎年度の初めに確認される「ソロンの諸法」がアテナイ市民の間ではソロンの時代からの自国の民主政の制度を定めた法としてますます強く認識されたことであろう。他方では、他にも「グラペー・パラノモン」と呼ばれる制度によってソロンの諸法に違反する提案が民会で行われた場合には告発されることになったことが知られている<sup>23)</sup>。その上、前403年のテイサメノスの条令に関連するもので Andocides, 1.87の中で述べられている法によって 刻文されていない法を役人が使うことが禁じられ、さらに法 (nomos) は民会で決議される条令 (psêphisma) より優先することになった。それゆえ、前403年以降は「ソロンの諸法」と呼ばれるものが民会決議のみでは否定することができなくなったわけであり、アテナイ市民の間では「ソロンの諸法」がアテナイ民主政の基本法として認識されるようになったといえるであろう。

このように、「パトリオス・ポリテイア」または「パトリオイ・ノモイ」については前403年頃の法制改革の前には民主派も寡頭派も自派に都合の良いようにそれを解釈できたのであるが、その改革の後には「ソロンの諸法」がアテナイ民主政の基本法として確固たる位置を占めたので、アテナイ人たちにとっての「諸法 (nomoi)」または「ソロンの諸法 (Solônos nomoi)」に対して抱くイメージないしはその意味が次のように変化したと考えられる。

初めに、Aristoteles, *Ath.* 29.3の中で前411年にクレイトボンが「クレイステネスが民主政 (démokratia) をたてた」と考えていたと記されている。当時のアテナイではすでに「ソロンの諸法」が自国の民主政の制度を定めているとの認識が存在したと推測されるが、そのような中でクレイトボンがクレイステネスを民主政の創設者と考えていたわけで



ある。

次に、前403年の法制改革の前後の時代を生きたイソクラテス（前436 - 338年）の場合は、前403年の法制改革以後に定着した、民主政に関する諸法を立法したのがソロンであるという当時のアテナイ人の通念とは別に、クレイトボンと同様のクレステネスに関する知識を有していたので、前355年の Isocrates, 7.16の中で自国の民主政の創設者としてソロンとクレステネスの2人の名前を挙げるようになったのであろう。そして前330/20年代には民主政に関する諸法を立法したのはソロンであるという前4世紀のアテナイ人の通念から、おそらくはアテナイ人と思われる「幾人か」<sup>24)</sup>がソロンが「父祖伝来の民主政（patrios dêmokratia）」を創設した人物と述べていたので、それを聞いたアリストテレスが Aristoteles, *Politica* 1273b 31-41の中でその「幾人か」が語るソロンの話を記したのであろう。だが、アリストテレスは、クレステネスについて豊富な情報に接することができたであろうし、前411年のクレイトボンの動議に関する情報にも接したので、前述のように、Aristoteles, *Ath.* 29.3の中で前411年にクレイトボンが「クレステネスが民主政（dêmokratia）をたてた」と考えていたと記した。

このように前4世紀には、前403年の法制改革の影響から、大半のアテナイ人が前6世紀の人であるソロンを自国の民主政の創設者と見なしたが、他方では前411年のクレイトボン、そのクレイトボンの動議をおそらくは同時代人として聞き及んだイソクラテスを代表とするアテナイの知識人は、ソロンの死後に活躍したクレステネスがアテナイの民主政を創設したと考えていたのであろう。そして前4世紀後期にアリストテレスは、イソクラテスのような知識人の間で知られていたクレステネスに関する知識に接したのであろうから Aristoteles, *Ath.* 29.3の中で前411年にクレイトボンが「クレステネスが民主政（dêmokratia）をたてた」と考えていたと記したと考えられる。

他方で、アリストテレスは Aristoteles, *Politica* の中で民主政の国制について次のように記している。すなわち、Aristoteles, *Politica* 1291b 30-1292a 11の中で民主政の5つの型について述べられているが、その最初の4つのうち3番目と4番目について「法が支配する民主政」と断り書きがあり、最後の5番目については他の点は同じであるが、大衆による諸条令（psêphismata）が決定力があるものの法（nomos）が決定力がない場合で、デマゴグスたちのせいで生起してくる民主政、と述べている。ここでは、初めの4つの民主政の型がいずれも法（nomos）が支配している国制であることに注目しておきたい。次に、同じく Aristoteles, *Politica* の中で、デマゴグスたちが大衆を動かして条令（psêphisma）を決議させるものの法をないがしろにし、そうすることによって役人たちが告発されて解任されるような民主政はもはや国制ではないと断言する人がおり、しかもアリストテレスがその人に対して「諸法が支配しない所では国制が存在しない」と述べて弁護している記述がある（Aristoteles, *Politica* 1292a 24-37）。以上のことからアリストテレスは、民主政（dêmokratia）というものが大衆が政権を持つ国制であると考えてはいるものの、その国制は法によって支配されていなければならないと考えていたわけであり、その点から言うならば、前述の民主政の5つの型のうち、5番目のものは、本来の民主政の国制から逸脱したものであるということになる。かかるアリストテレスの民主政に対する考え方は、前述のように、前4世紀にはアテナイ人の間で通念となった、「ソロンの諸法」がアテナイ民主政の制度を定めたものという認識から影響を受けて出てきたものであるといえ

るであろう。

そういうわけで、前4世紀後期にアリストテレスがアテナイで著述活動をしていた時期には、前403年の法制改革の影響とエピケイロトニア・ノモーンの手続きによって毎年度確認されたおかげで多くのアテナイ市民がソロンが自国の父祖伝来の民主政を創設したという認識を持っていたし、他方でイソクラテスの周囲の人々などの知識人層の間ではクレイステネスの民主政創設に関する知識を有する人々が存在したであろう。そしてかかる人々の間にいながらアリストテレスはアテナイの国制の歴史を調査したであろう。それゆえ、そのアリストテレスが *Aristoteles, Ath.* のテキストの中で述べた、テラメネス派の「パトリオス・ポリテイア」というものは、元々民主政を定めたソロンやクレイステネスの先祖伝来の諸法、換言すれば先祖伝来の国制、を尊重すべきであるという考えを想定したものであったであろう。

・ *Aristoteles, Ath.* 中のテラメネスに関する記述について

前章の中で筆者は、*Aristoteles, Ath.* 中に登場するテラメネス派の「パトリオス・ポリテイア」の意味を前403年頃の法制改革の影響の探求、前4世紀のアテナイ人たちの「ソロンの諸法」に対して抱くイメージの考察、*Aristoteles, Politica* 中の記述からの考察から検討してみた。

他方で、最近、このテラメネスについての興味深い論稿が出版された。それはフランクとモノソンの共同執筆による論稿で、*Aristoteles, Ath.* 中のテラメネスへの賛辞がどのように解釈されるべきかを問うて、それに明解な解答を提示したものである<sup>25)</sup>。

*Aristoteles, Ath.* 中では *Aristoteles, Ath.* 28.5, 32.2, 34.3がテラメネスに賛辞を送っているが、特に *Aristoteles, Ath.* 28.5は、彼の名をニキアスおよびトゥキュディデスと並置する形で次のような賛辞を呈示している。すなわち、ニキアスとトゥキュディデスについては明らかに称賛されるべき人物と認められているもののテラメネスについては活躍の時期が政治の混乱期であったので彼の評価については議論があると前置きし、彼が「非難されるようにあらゆる国制を倒した人ではなく、すべての国制をそれが法に反せぬ限り助成した」し、「これこそ善い市民の態度」であるし、彼が「いかなる国制の下においても市民の務を果たし得た」し、「ただ法に反する国制には人に嫌われても従うことがなかった」と<sup>26)</sup>。かかる *Aristoteles, Ath.* 28.5中の叙述の文言は、たしかにテラメネスに対する賛辞ではあるが、次のような理由から解釈しづらいものであった。すなわち、(i) 周知のごとく、*Aristoteles, Ath.* 28.5中の文言の中にテラメネスが「あらゆる国制を倒した」のに「すべての国制を〔中略〕助成した」とか、「いかなる国制の下においても市民の務を果たし」たが「ただ法に反する国制には人に嫌われても従うことがなかった」というように撞着が見られるからで、しかも彼が自ら設立した四百人政権をわずか4カ月後にアリストクラテスとともに打倒しただけでなく、前404年にも自身が三十人政権を設立しておきながらその後それに対して反対をして結局は死刑に処せられて破滅したから、(ii) *Aristoteles, Ath.* の記述の中でテラメネスの評判を損なう3つの汚点、すなわちテラメネスが前406年のアルギヌサイ海戦の将軍の違法処刑に関係したこと、敗戦後にスパルタ人将軍のリュサンドロスと共謀したこと、三十人の一員であったことが書き落とされていることからである<sup>27)</sup>。特に上記の(i)に関連してフランクとモノソンがテラメネス

と同時代の証言として挙げているものは、航海中の船中で快適な方へ転々と移動する器用な男 (Aristophanes, *Ranae* 533-541), クリティアスによってコトルノス (左右関係なく履ける長靴) (Xenophon, *HG* 2.3.31), 敗戦後にスパルタ人将軍リュサンドロスと共謀して自身の卑劣さ ( ) から刑死した男 (Lysias, 12.62-78) と述べられている点である<sup>28)</sup>。このように特に同時代人の間で評判が悪いテラメネスがなぜ Aristoteles, *Ath.* の記述の中で高く評価されたのかという問題を改めてフランクとモノソンが考察しようとしたわけである。

フランクとモノソンがその問題についての研究者たちの従来の説明として挙げているものは、(a) Aristoteles, *Politica* が推奨したポリテアをテラメネスが推し進めたという説、(b) テラメネスが Aristoteles, *Politica* の中の mesos politēs の模範例を示すというハーディングの説である<sup>29)</sup>。(a) 説についてフランクとモノソンは、たしかに Aristoteles, *Politica* 1293a 40 の中で単にポリテアと呼ばれる、寡頭政と民主政の混合政体、そしてテラメネスが設立した前411年の五千人政権に対して Thucydides, 8.97.2 が「混合」と呼んだものの、2つの混合政体についての記述を関連づけることからこの説が出てきたが、他方でその五千人政権の主要な特徴が重装歩兵の参政と官職の無報酬 (Aristoteles, *Ath.* 33.1-2), そしてその政権の短命さ (Aristoteles, *Ath.* 34.1) であるのに対して、Aristoteles, *Politica* のポリテアがその実現のために官職の報酬という民主的な慣習などを盛り込むことを勧めているだけでなく (Aristoteles, *Politica* 1284a 40-b 5) 国制がよりうまく混合すれば永続するとされている (Aristoteles, *Politica* 1297a 7-8) ので Aristoteles, *Ath.* と Aristoteles, *Politica* の間で我々が同一視したい国制の特徴について食い違いがあり、この説が唱えづらいと主張する<sup>30)</sup>。また (b) 説についてフランクとモノソンは、テラメネスが穏健派の指導者、混合国制の促進者、mesos politēs であるからというよりもむしろ彼の法の遵守の姿勢と法の作成者の観点から彼が善き市民であることに注目すべきであると説く。以下でこの点についてのフランクとモノソンの主張の概要を述べよう。

フランクとモノソンは先ず、Aristoteles, *Poetica* の中の詩作と歴史の間の違いについての議論 (Aristoteles, *Poetica* 1459a 21-24, さらに 1451a 36-b 11) に着目し、Aristoteles, *Ath.* の中のテラメネスに関する叙述が起こった事件という個別的なものを書く歴史としてではなくこれから起こるであろう普遍的なことを述べる (叙事) 詩として表現された可能性がある<sup>31)</sup>。また、Aristoteles, *Ath.* の中の前半部の、アテナイの国制の歴史のように見受けられる叙述が後半部の国制の現状の叙述に劣らず重要であり、前半部の中で執筆当時までに行き着いた急進民主政とは異なるアテナイの国制の将来に至る可能性をも明示するものであったと述べる。換言すれば、Aristoteles, *Ath.* が実はアテナイについての詩的歴史として倫理的であり政治的な美德を模範として示し、より良い将来の可能性を示唆するものであり、その中でテラメネスのような、政治の不安定な時期における穏健さと遵法姿勢の例を読者に思い起こさせる記述をした<sup>32)</sup>。かかる解釈の仕方によって上述のようなテラメネスの評判を落とす複数の汚点が Aristoteles, *Ath.* の中で省略されたことが説明できる<sup>33)</sup>。

次にフランクとモノソンは、Aristoteles, *Ath.* の中でテラメネスと並んで称賛された人物としてソロン (Aristoteles, *Ath.* 11.2), アルキノス (同40.2), ニキアス, トウキュディデス (同28.5), さらにアテナイのデモス (同40.3) を挙げる。そしてフランクと



モノソンは、彼らの中でもソロンとテラメネスが厳しい党派対立の政治状況の中で当時の対立する二派の両方を敵に回しても国に最良の法を提示したことで称賛されていると述べる（ソロンについては *Aristoteles, Ath.* 11.2, テラメネスについては *Aristoteles, Ath.* 28.5）。さらにアルキノスも複雑な政治状況の下で真の政治家として遵法姿勢と穏健さを例示したとされる<sup>34)</sup>。そしてフランクとモノソンは、テラメネスとアルキノスの両者の政治的行動が、政治的不和の時期に事に関わるのを避けるのではなく参加するか、さもなければ *atimia* を受け入れることを定めるソロンの法（*Aristoteles, Ath.* 8.5）に合致する模範を示したと指摘する<sup>35)</sup>。

従って、フランクとモノソンは結論として、*Aristoteles, Ath.* がテラメネスについては彼の評価に関して論争があるものの（*Aristoteles, Ath.* 28.5）率直に彼を取り上げ、詩的歴史の叙述方法を用いて彼の市民としての実践例および国制を明示して、それによって政治闘争による困難な時期における善き市民の態度と遵法姿勢・合法的姿勢を示し、それがアテナイの現在と未来にもつながることを読者に伝えたと主張する<sup>36)</sup>。それゆえ、最後にフランクとモノソンは、結局は *Aristoteles, Politica* の記述に引き継がれる *Aristoteles, EN* の最後の箇所政治学を熱望する者には国制収集物の学習に加えて実践的経験を要すると述べていること（*Aristoteles, EN* 1181a 12-13, 1181b 1, 10-11）を指摘して、アリストテレスがかかる政治家養成の訓練を狙って *Aristoteles, Ath.* の中でテラメネスのような政治家の実例を詩的歴史として記したと述べる。

フランクとモノソンの論は *Aristoteles, Politica* と *Aristoteles, Poetica* と *Aristoteles, EN*、それに *Aristoteles, Ath.* の間の記述の関連性を読み解いてテラメネスに関わる問題に対する新しい解釈を提示している。フランクとモノソンの論は、テラメネスが党派抗争の時期に遵法姿勢を示して、特に前411年には穏健な国制を提案した人物としてソロンと並んで評価されるべき点が *Aristoteles, Ath.* の著者のアリストテレスにとって善き政治家の養成にとって書き記すべき模範であったと主張するものであろう。以上のフランクとモノソンの論については本稿で詳細に吟味する紙幅の余裕がない。だが2氏の論が前章の中で筆者が述べた、前4世紀のアテナイにおける父祖伝来のソロンの諸法に対して当時のアテナイ人が抱いた通念についての解釈と通じるところがあるであろうことをここでは指摘しておきたい。

## 結 び

*Aristoteles, Ath.* 34.3の中でのテラメネス派の「パトリオス・ポリテイア」に関する記述は主として、これまでの数人の研究者が指摘するように、テラメネスを擁護する筋の者の考えないしは著作物の影響を受けたものであるかもしれない<sup>37)</sup>。だが、アリストテレスの周囲のアテナイ人の中にはイソクラテスのように自国の民主政を創設した人物を、現代のわれわれが考えるように、クレステネスであると考えていた者がいたであろうから、彼らから考えてみるとクレステネス以前のソロンの時代は本当は貴族政の時代であったことになる。それゆえ、前5世紀末の時期にスパルタとの和議の条件を理由にしてアテナイが「パトリオス・ポリテイア」によって治められるべしと決議された際（*Aristoteles, Ath.* 34.3）、その「パトリオス・ポリテイア」を寡頭派はクレステネス以前の非民主政期のものと、民主派は先祖伝来の民主政のものと、そしてテラメネス派はそれら両派の

極端なものに陥らない先祖伝来の国制と考えたのであろう。本稿の前章の中で紹介したフランクとモノソンによるテラメネスの解釈からもそのように説明することができよう。他方で、後世のディオドロスはテラメネスについて「これらのこと〔四百人寡頭政の廃止と新国制の樹立のこと (D.S., 13.38.1), 引用者注〕すべての提案者はテラメネスで、その男は生き方が規律正しく (εὐνομία), 他のものの中でも判断力に富んでいるという評判であった」(D.S., 13.38.2) と述べている。この史料の中でテラメネスは、「規律正しい」(εὐνομία) と評されている。この言葉は、ある人物が道德の面で「節度のある、中庸を得た、慎み深い」ことを指すこともあるが、本来の意味は「秩序正しい」である<sup>38)</sup>。これを諸法に対するある人物の態度の面を指していると解釈すれば、前述の Aristoteles, *Ath.* 28.5の中で述べられているテラメネスの評価と一致すると考えてよいであろう。また、そのディオドロスの記述は、アリストテレスがデマゴゴスに言及した後に Aristoteles, *Politica* 1292a 23-37の中で、デマゴゴスのせいで民衆がプセーピスマタ (諸条令) によって政治を行ない、ノモイ (諸法) が支配していない民主政 (デモクラティア) がもはや国制 (ポリテイア) ではないと非難している人の話を行なった後、その人物を弁護して「諸法が支配しない所では国制が存在しない」と、そして「諸条令によってすべての事が左右される状況にあるような組織が本来の意味で民主政でないことは明白なことである」と述べていることと同様の趣旨のことを想定していると考えられるのではなからうか。このような中で前4世紀のアテナイ人の幾人かが「パトリオス・ポリテイア」という時、彼らはそれが父祖伝来のソロンの民主政の諸法によって構成されたものであると想定したのであろう。

それゆえ、schol. Aeschin. 1.39の中で三十人僭主が廃止したとされる「パトリオス・ポリテイア」の言葉は、前5世紀末のアテナイの法制改革後の前4世紀の多くのアテナイ人たちが通念として抱いたであろう、自国の民主政の国制と考えられるものであり、またそれが何らかの資料の中に記録され、それそのものまたはその転記物が後世まで伝わってディデュモスによって古注の中で使われたと考えるのが適切ではなからうか。そしてそのように解釈されることが認められるならば、その schol. Aeschin. 1.39の記述の中で三十人僭主が「アテナイ人たちのパトリオス・ポリテイアを廃止した」と記されていることはそれ自体そのとおりであったと理解することができるであろう。

#### 註

- (1) クセノポン (根本英世訳) 『クセノポン ギリシア史1』(京都大学学術出版会, 1998年) 76頁。なお Lysias, 12.70は、テラメネスが交渉したスパルタとの講和条件がペイライエウスの城壁の取り壊しと「既存のポリテイアを廃止すること」(ἐπιπέσει τὴν πολιτείαν) であったと述べる。
- (2) アリストテレス (村川堅太郎訳) 『アテナイ人の国制』(岩波書店, 1980年) 64頁。
- (3) 村川訳, 前掲書, 57 - 58頁。
- (4) A. Fuks, *The Ancestral Constitution: Four Studies in Athenian Party Politics at the End of the Fifth Century B.C.* (London, 1953; rpt. Westport, 1975); C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century B.C.* (Oxford, 1952; rpt. 1975), p. 6-7; E. Ruschenbusch, “*Theseus*,”

- Drakon, Solon und Kleisthenes in Publizistik und Geschichtsschreibung des 5 und 4 Jahrhunderts vor Christentum, " *Historia* 8 (1959) , p . 398-424; S.A. Cecchin , *Un Tentativo Propagandistico durante la Guerra del Peloponneso* (Torino , 1969); M.I. Finley, *The Ancestral Constitution* (London , 1971); M.H. Hansen , " Solonian Democracy in Fourth-Century Athens, " in W.R. Connor, M.H. Hansen, K.A. Raaflaub & B.S. Strauss, *Aspects of Athenian Democracy: Classica et Mediaevalia Dissertationes* 11 (Copenhagen , 1990) , p . 71-99; P.J. Rhodes, *A History of the Classical Greek World: 478-323 B.C.* (Malden, Oxford & Carlton , 2006) , p . 161.
- ( 5 ) E. Dickey, *Ancient Greek Scholarship: A Guide to Finding, Reading, and Understanding Scholia, Commentaries, Lexica, and Grammatical Treatises, from Their Beginnings to the Byzantine Period* (New York , 2007) , p . 53.
- ( 6 ) *Ibid.* , p . 7.
- ( 7 ) A. Pauly, G. Wissowa & W. Kroll eds. , *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft* ( 以下 *RE* と略す ) Halbband 22 (Band XI , 2) (rpt. München , 1984) , s.v. Kritias 5) , p . 1901-1912; *RE* Halbband 12 (Band VI A , 2) (rpt. München , 1985) , s.v. , p . 2355-2377 . なお Kritias 5) の項の記事の中には schol. Aeschin . 1.39の中のクリティアスの塚にある , デモクラテアに松明で火をつけようとするオリガルキアの彫刻とそれに添えられた刻文テキストについては言及がある ( p . 1905 , l . 17-23 ) .
- ( 8 ) Fuks, *op. cit.* ; Finley, *op. cit.* . 他方で , いわゆるニコマコスらのアナグラベイスによる編纂法典に関連して E. Ruschenbusch , " Der sogenannte Gesetzescode vom Jahre 410 v. Chr. " *Historia* 5 (1956) , p . 124と , それを参照文献に挙げた P. Krentz, *The Thirty at Athens* (Ithaca & London , 1982) , p . 61 , n . 23が史料として「パトリオス・ポリテア」の記述がある schol. Aeschin . 1.39を , 弁論番号と節番号を「1.33」と誤って , 挙げている。
- ( 9 ) J.L. Shear, *Polis and Revolution: Responding to Oligarchy in Classical Athens* (Cambridge , 2011) .
- ( 10 ) ( i ) について Shear, *op. cit.* , p . 169 n . 17 , ( ii ) について *ibid.* , p . 173 , ( iii ) について *ibid.* , p . 230 & 238である。なお , *ibid.* , p . 238の中でシアーは , これまでの研究者がニコマコスらのアナグラベイスの後期作業の対象が供犠暦だけであって世俗法の作業をしなかったととらえたものの schol. Aeschin . 1.39がそのアナグラベイスが供犠暦だけでなく世俗法の作業を行なったことを示すと述べるが , schol. Aeschin . 1.39を綿密に読む限りはその史料は問題のアナグラベイスが聖法と世俗法の両方の作業を行なったとは述べていない。
- ( 11 ) U. von Wilamowitz Moellendorff, *Aristoteles und Athen* 2 (Berlin , 1893; rpt . 1966) , p . 116; G. Busolt, *Griechische Staatskunde* 2 (München , 1926; rpt . 1972) , p . 907.
- ( 12 ) 拙著『アテナイの前411年の寡頭派政変と民主政』( 溪水社 , 2008年 ) 62 - 80 , 211 - 227頁を参照せよ。

- (13) 翻訳時はテキストとして W. Dindorf, *Scholia Græca in Æschinem et Isocratem* (Oxford, 1852), p. 15 (Google Books より) を用いた。F. Schultz, *Aeschinis Orationes* (Leipzig, 1865), p. 260 (Google Booksより) のテキストはディンドルフ編のものと全く同じである。
- (14) 村川訳, 前掲書, 58頁。
- (15) Fuks, *op. cit.*
- (16) Hignett, *op. cit.*, p. 6-7.
- (17) K. R. Walters, "The 'Ancestral Constitution' and Fourth Century Historiography in Athens," *A.J.A.H.* 1 (1976), p. 129-144. この論文については, P. Harding, "O Androton, You Fool!", *A.J.A.H.* 3 (1978), p. 179-183が, ウォルターズがアンドロティオンについて誤解をしているとして反論している。
- (18) F. G. Kenyon ed., *Aristotle on the Constitution of Athens* (Oxford, 1891). なお Aristoteles, *Ath.* 34.3の中の  $\xi$  の語は Kenyon ed., *op. cit.*, p. 93の中に登場する。
- (19) F. G. Kenyon trans., *Aristotle on the Athenian Constitution* (London, 1891), p. 65. 同様のことが, G. Kaibel & A. Kiessling, *Aristoteles Schrift vom Staatswesen der Athener* (Strassburg, 1891), p. 57 (Aristoteles, *Ath.* 34.3の中の  $\xi$  " を独訳して "die Verfassung ihrer Väter"〔彼らの父祖たちの国制〕); G. Wenzel, *Die Verfassung von Athen* (Leipzig, 1892), p. 60 (Aristoteles, *Ath.* 34.3の中の  $\xi$  " を独訳して "die alte Verfassung ihrer Väter"〔彼らの父祖たちの古い国制〕); G. Mathieu & B. Haussoullier eds. & trans., *Aristote Constitution d'Athènes* (Paris, 1922; rpt. 1985), p. 37 (Aristoteles, *Ath.* 34.3の中の  $\xi$  " を仏訳して "la constitution de leurs ancêtres"〔彼らの父祖たちの国制〕)についてもあてはまる。
- (20) H. G. Liddell, R. Scott & H. S. Jones eds., *A Greek English Lexicon* (Oxford, 1940; rpt. 1996) (以下LSJと略す), s. v.  $\xi$ , p. 1348. なお, LSJ, s. v.  $\xi$  の中ではそのギリシア語の意味の(2) "derived from one's fathers, hereditary" (父祖に由来する, 代々伝わる)の使用例として Aristoteles, *Ath.* 29.3の中のクレイトポン動議に関するテキストの中に登場する  $\mu$  の用例をも挙げている。
- (21) Cf. D. M. MacDowell, "Law Making at Athens in the Fourth Century B. C.," *J. H. S.* 95 (1975), p. 66-69.
- (22) *Ibid.*, p. 63-66.
- (23) 前4世紀のノモテシア (nomothesia) の制度については, A. R. W. Harrison, "Law Making at Athens at the End of the Fifth Century B. C.," *J. H. S.* 75 (1955), p. 26-35が, その制度が前403年かまたはその直後に制度化されたと主張して以来, 学界で注目を浴びてきた。拙著, 前掲書, 364頁, 註49を参照せよ。
- (24) この箇所の「幾人か」の人々については, 例えば, C. Lord trans., *Aristotle The Politics* (Chicago & London, 1984), p. 253 n. 98によれば, 「この箇所で述べられている見解を提示した人たちを特定することは確信が持てない」とされるが, 他方では合阪學『ギリシア・ポリスの国家理念 - その歴史的発展に関する研究 - 』(創

文社，1986年）215頁によれば，これらの人々は「プラトーンのアカデーメイアの人々であろうといわれている」。

- (25) J. Frank & S. S. Monoson, " Lived Excellence in Aristotle's *Constitution of Athens*: Why the Encomium of Theramenes Matters, " in S. Salkever ed. , *The Cambridge Companion to Ancient Greek Political Thought* (New York , 2009) , p . 243-270 .
- (26) 村川訳，前掲書，56 - 57頁。
- (27) Frank & Monoson, *op. cit.* , p . 251 .
- (28) *Ibid.* , p . 249-250 .
- (29) *Ibid.* , p . 251-252 .
- (30) *Ibid.* , p . 253-254 .
- (31) *Ibid.* , p . 246 .
- (32) *Ibid.* , p . 260-261 .
- (33) *Ibid.* , p . 261-262 .
- (34) *Ibid.* , p . 262-265 .
- (35) *Ibid.* , p . 265 .
- (36) *Ibid.* , p . 266-267 .
- (37) F. Jacoby, *Atthis: The Local Chronicles of Ancient Athens* (Oxford , 1949) , p . 208 -209が，Aristoteles, *Ath.*の資料としてアンドロティオンの『アッティカ誌』を挙げたことから，それ以来，このヤコビーの論を根拠としてフックスらがテラメネスを擁護する筋の者との見方を唱えた。なぜならば，アンドロティオンの父親アンドロンが前411年の四百人の一人であったしテラメネスと共にアンティポンを告発したから（〔Plutarchus〕, *Moralia* 833 D-F），アンドロティオンがテラメネスに関して父親から多くの情報を得たと容易に推測できたからである。
- (38) LSJ, s. v . ἄμω , p . 984は「2 . of persons, orderly, well-behaved」と記す。